**【所得・控除説明書】**

**１　収入金額等　２　所得金額　について**

|  |  |
| --- | --- |
| ①　営業等所得 | 販売業、製造業、運送業、建設業、サービス業（飲食・理容・美容など）、各種外交員、漁業、大工、左官、作家、講師、音楽家など事業から生じる所得 |
| ②　農業所得 | 農作物（米・野菜・果樹など）の栽培、家畜の飼育などから生じる所得 |
| ③　不動産所得 | アパート、貸家、貸し事務所、貸地、貸しガレージなどから生じる所得  ※①～③の所得については、収支内訳書を添付してください。 |
| ④　利子所得 | 公社債および預貯金の利子などで、源泉分離課税の対象にならない所得 |
| ⑤　配当所得 | 株式、出資金に対する配当、証券投資信託の収益の分配など。 |
| ⑥　給与所得 | 給与、賃金、賞与、専従者給与などの所得。源泉徴収票か給与明細などを、添付書類台紙に添付してください。無い場合は、申告書裏面の「６給与所得の内訳」に記入してください。給与所得は、参照の表１「給与所得額の算出表」を用いて計算します。 |
| ⑦　雑所得 | (公的年金等)　国民年金、厚生年金、恩給などの所得。公的年金等所得は、参照の表２「公的年金  等所得額の算出表」を用いて計算します。  (その他)　著述家以外の人が受けた原稿料、印税、講演料、金融業以外の人が受けた貸金の利  子、生命保険年金など他に該当しない所得 |
| ⑧　総合譲渡所得  　　一時所得 | 車両・機械などを譲渡して得た所得や、生命保険金・賞金・競馬競輪などの払戻金など、一時的な所得。内訳は裏面に記載してください。計算の方法など、詳しいことはお問い合わせください。 |

**＜参照＞**

表１　「給与所得額の算出表」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給与収入額（A） | | 所得金額計算式 | |
| 55万1千円以上  161万9千円未満 | | A－55万円 | |
| 161万9千円以上  162万円未満 | | 106万9千円 | |
| 162万円以上  162万2千円未満 | | 107万円 | |
| 162万2千円以上  162万4千円未満 | | 107万2千円 | |
| 162万4千円以上  162万8千円未満 | | 107万4千円 | |
| 162万8千円以上  180万円未満 | A÷4＝B | | B×2.4＋10万円 |
| 180万円以上  360万円未満 | B×2.8－ 8万円 |
| 360万円以上  660万円未満 | B×3.2－44万円 |
| 660万円以上  850万円未満 | | A×0.9－110万円 | |
| 850万円以上 | | A－195万円 | |
| ※Bの算出方法：給与収入額（A）の合計額を「４」で割って千円未満の端数を切り捨てる。 | | | |

表２　「公的年金等所得額の算出表」

1. ６５歳未満の人（昭和３４年１月２日以後の生まれ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公的年金等の  収入額（Ａ） | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 | | |
| 1,000万円以下 | 1,000万円超  2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| 130万円以下 | Ａ×100％－60万円 | Ａ×100％－50万円 | Ａ×100％－40万円 |
| 130万円超  410万円以下 | Ａ×75％－27.5万円 | Ａ×75％－17.5万円 | Ａ×75％－7.5万円 |
| 410万円超  770万円以下 | Ａ×85％－68.5万円 | Ａ×85％－58.5万円 | Ａ×85％－48.5万円 |
| 770万円超  1,000万円以下 | Ａ×95％－145.5万円 | Ａ×95％－135.5万円 | Ａ×95％－125.5万円 |
| 1,000万円超 | Ａ×100%－195.5万円 | Ａ×100％－185.5万円 | Ａ×100％－175.5万円 |

1. ６５歳以上の人（昭和３４年１月１日以前の生まれ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公的年金等の  収入額（Ａ） | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 | | |
| 1,000万円以下 | 1,000万円超 2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| 330万円以下 | Ａ×100％－110万円 | Ａ×100％－100万円 | Ａ×100％－90万円 |
| 330万円超  410万円以下 | Ａ×75％－27.5万円 | Ａ×75％－17.5万円 | Ａ×75％－7.5万円 |
| 410万円超  770万円以下 | Ａ×85％－68.5万円 | Ａ×85％－58.5万円 | Ａ×85％－48.5万円 |
| 770万円超  1,000万円以下 | Ａ×95％－145.5万円 | Ａ×95％－135.5万円 | Ａ×95％－125.5万円 |
| 1,000万円超 | Ａ×100%－195.5万円 | Ａ×100％－185.5万円 | Ａ×100％－175.5万円 |

**３　収入のある方で所得から差し引かれる金額に関する事項**

**４　所得から差し引かれる金額　について**

⑩　社会保険料控除

　　　 あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料などの金額が控除されます。**（国民年金保険料等に係る控除を受ける場合には、証明書が必要です）**

⑪　小規模企業共済等掛金控除

　　あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った金額が控除されます。**(証明書が必要です)**

⑫　生命保険料控除（上限７０，０００円）　**（証明書が必要です）**

　　あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った生命保険料や個人年金保険料がある場合、次に算

出された額を控除します。

|  |  |
| --- | --- |
| **新**生命保険料・**新**個人年金保険料・**介護**医療保険料 | **旧**生命保険料・**旧**個人年金保険料 |
| a　12,000円以下・・・・・・支払金額の全額  b　12,000円超 32,000円以下・・支払金額×0.5＋6,000円  c　32,000円超 56,000円以下・・支払金額×0.25＋14,000円  d　56,000円超・・・・・・28,000円（上限） | a 15,000円以下・・・・・・支払金額の全額  b 15,000円超40,000円以下・・支払金額×0.5＋7,500円  c 40,000円超 70,000円以下・・支払金額×0.25＋17,500円  d　70,000円超・・・・・・35,000円（上限） |

　　一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、

　　新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額となります。（上限２８，０００円）

⑬　地震保険料控除（地震、旧長期あわせて上限２５，０００円）　**（証明書が必要です）**

　　　あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った地震保険料及び一定の条件を満たす長期損害保険

契約に係る損害保険料（旧長期損害保険料）がある場合には、下記で算出された額を控除します。

|  |  |
| --- | --- |
| 地震 | 旧長期 |
| a　50,000円以下・・・・・・・支払金額×0.5  b　50,000円超・・・・・・・・25,000円（上限） | a　5,000円以下 ・・・・・・・支払金額の全額  b　5,000円超15,000円以下・・支払金額×0.5＋2,500円  c　15,000円超・・・・・・・10,000円（上限） |

|  |  |
| --- | --- |
| ⑭寡婦 | あなたが、夫と死別した後再婚しておらず、扶養親族がいない人で、合計所得金額が５００万円以下の場合。または、あなたが夫と死別または離婚した後再婚していない人で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が５００万円以下の場合。　　　　　（控除額　260,000円） |
| ⑮ひとり親 | あなたが、婚姻をしていない、もしくは配偶者と死別または離婚後再婚していない人で、事実上婚姻関係と認められる人がおらず、生計を一にする子（この場合の子は総所得金額等が４８万円以下で、他の人の同一生計配偶者や、扶養親族になってない人）を有し、合計所得金額が５００万円以下の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（控除額　300,000円） |
| ⑯勤労学生 | あなたが、特定の学校の学生で、合計所得金額が７５万円以下かつ、勤労に基づかない所得が１０万円以下の場合　　　　　　　　　　　　　　　　 （控除額　260,000円） |
| ⑰障害者 | その他障害・・身体障害者手帳の３級以下、療育手帳のＢなど　　（控除額　260,000円）  特別障害・・身体障害者手帳の１級または２級、療育手帳のＡなど（控除額　300,000円）  同居特別障害・・扶養親族の方が特別障害者で同居している場合　（控除額　530,000円） |

**配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除**

あなたと生計を一にする配偶者・その他の親族で、前年の合計所得金額が４８万円以下（その人が、給与収

入のみの場合は給与収入額で１０３万円以下）かつ、他の人の扶養控除・事業専従者控除の対象になっていな

い人の、氏名・生年月日・同居別居の区分・個人番号を記入してください。

　　※扶養親族の方が16歳未満の場合は、16歳未満の扶養親族（控除対象外）の欄に記入してください。

⑱　配偶者控除

　　あなたの合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢により、控除額は次の表のとおりとなります。

　　※あなたの合計所得金額が１，０００万円を超える場合は、控除額はありませんが「同一生計配偶者」と

なり、扶養親族として数えられますので同一生計配偶者の横の□にチェックをしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **あなたの合計所得金額** | **一般の配偶者** | **配偶者が昭和２９年１月１日以前生まれ** |
| 900万円以下 | 330,000円 | 380,000円 |
| 900万円超　950万円以下 | 220,000円 | 260,000円 |
| 950万円超　1,000万円以下 | 110,000円 | 130,000円 |

配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が１，０００万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が次の表に該当する場合には、配偶者の所得により配偶者特別控除額が適用されます。

配偶者の氏名・生年月日・個人番号・前年の合計所得金額を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **配偶者の合計所得金額** | **あなたの合計所得金額** | | |
| 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 48万円超　 100万円以下 | 330,000円 | 220,000円 | 110,000円 |
| 100万円超　　105万円以下 | 310,000円 | 210,000円 | 110,000円 |
| 105万円超 　110万円以下 | 260,000円 | 180,000円 | 90,000円 |
| 110万円超　　115万円以下 | 210,000円 | 140,000円 | 70,000円 |
| 115万円超　　120万円以下 | 160,000円 | 110,000円 | 60,000円 |
| 120万円超　　125万円以下 | 110,000円 | 80,000円 | 40,000円 |
| 125万円超　　130万円以下 | 60,000円 | 40,000円 | 20,000円 |
| 130万円超　　133万円以下 | 30,000円 | 20,000円 | 10,000円 |

⑲　扶養控除

　　○　一般の扶養親族（平成２０年１月１日以前に生まれた人）・・・・・・・・・・330,000円

　　○　特定扶養親族（平成１３年１月２日～平成１７年１月１日生まれの人）・・・・450,000円

　　○　老人扶養親族（昭和２９年１月１日以前に生まれた人）・・・・・・・・・・・380,000円

　　○　同居老親等扶養親族（老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の

　　　　直系尊属で同居している人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・450,000円

〇　年少扶養親族（平成２０年１月２日以後生まれ）・・・・・・・・・・・・・控除金額無し

⑳　基礎控除

　　あなたの合計所得金額が2,400万円を超える場合については、その合計所得金額に応じて基礎控除額が逓減

します。また、合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用はありません。

|  |  |
| --- | --- |
| あなたの合計所得金額 | 基礎控除額 |
| 2,400万円以下 | 43万円 |
| 2,400万円超　2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超　2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

㉒　雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が、災害・盗難などにより、住宅や家財に損害を受けたとき、控除さ

れます。必要書類や計算方法など詳しいことはお問合せください。

㉓　医療費控除

A　通常の医療費控除　　（控除額上限　２００万円）

　　　あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合には、次の金額が控除されます。

|  |
| --- |
| **（ 支払った医療費 － 保険金等で補塡される金額 ）－（ 総所得の５％か１０万円のいずれか少ない金額 ）** |

　　　※　**医療費控除の明細書の添付**が必要です。（高砂市ＨＰより印刷することができます。）

　　B　セルフメディケーション税制による医療費控除の特例　　（控除額上限 ８万８千円）

　　　あなたが健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っており、あなたやあなたと生計を一にする親

族のために、特定一般用医薬品等（スイッチＯＴＣ医薬品）を購入した場合には、その購入費（年間１０万円を

限度）のうち１万２千円を超える額を所得控除とすることができます。

セルフメディケーション税制を選択する場合は、㉓「医療費控除」の区分欄に「１」を記載してください。

|  |
| --- |
| **（ 支払った特定一般用医薬品等購入費 － 保険金等で補塡される金額 ）－ １万２千円** |

　　　※　**セルフメディケーション税制の明細書の添付**が必要です。（高砂市ＨＰより印刷することができます。）

**収入(所得)のなかった方の記入欄**

令和５年１月１日から令和５年１２月３１日までの間に所得がなかった人等の記入欄　**（記入例）**

|  |  |
| --- | --- |
| １．　次の人に扶養（援助）されていた。  　　住所　　**姫路市安田４丁目１**  　　氏名　　**高砂　　一郎**　（続柄） 　**父** | ２．　無職であった。 |
| ３．　生活保護法による生活扶助を受けていた。  　平成・令和　　　　　令和　　　　　　**現在も受給中**  **４**年**１２**月**１**日から年月日 | ４．　非課税年金（遺族年金・障害年金）を受けていた。 |
| ５． 令和6年1月1日現在は高砂市以外に居住していた。  　　住所  　（　　　　明石市中崎１丁目５－２　　　　　　　　） |

１年間に所得がなかったなどの場合は、上記記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。

配当又は株式等譲渡所得を申告する場合（申告書裏面）

９　配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

　配当又は株式等譲渡所得を申告し、総所得金額に含め配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合

は、配当所得及び株式等譲渡所得から特別徴収されている市・県民税額を記入してください。

寄附を行った場合（申告書裏面）

１４　寄附金に関する事項

　都道府県・市区町村などの自治体や、住所地の共同募金会又は日本赤十字社、兵庫県の条例で指定されている団体に

対して寄附を行った場合、その寄附金の額の一定限度額まで寄附額に応じて住民税から控除されます。**( 証明書が必要です。)**

※特例控除の対象であるふるさと納税分は、「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」に金額を記載してください。

所得金額調整控除を申告する場合（申告書裏面）

１５　所得金額調整控除に関する事項

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

（1）給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウいずれかに該当する場合

ア　本人が特別障害者

イ　年齢が23歳未満の扶養親族がいる

ウ　特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

|  |
| --- |
| **（ 給与等の収入金額（ 1,000万円を超える場合1,000万円 ）－ ８５０万円 ）×１０％** |

（2）給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

|  |
| --- |
| **（ 給与所得控除後の給与等の金額※ ＋ 公的年金等に係る雑所得の金額※ ）－ １０万円** |

※それぞれ10万円を超える場合は10万円とする。

（1）（2）の両方に該当する場合は、（1）の控除後に（2）の金額を控除します。